

友人のクルマで事故を起こしてしまったら…

自動車保険編

【質問】

借りていた友人のクルマで事故を起こしてしまいました。友人の保険を使うしかありませんか？

【事例】

軽自動車を所有しているAさん。
遠出をするために親友のBさんからワンボックスカーを借りてドライブに出かけました。
遠出した先で不注意による接触事故。
幸いケガはなかったものの、相手の車を損傷させてしまいました。
当然のことながら、Bさんは自動車保険に加入していましたが、Bさんの保険を使用して修理すると、等級が上がり翌年以降の保険料が大幅に上がってしまいます。
Aさんの起こした事故で、Bさんの負担が大きくなる…
Aさんは憂鬱な気分になりました。

所有者であるBさんに行ってみれば、「車を貸しただけなのに…」
納得いかないですね～

Aさんは、「Bさんに対して申し訳なくて…」
友情にヒビが入りかねないケースです。

そんな時に使えるのが、「他者運転特約」です。
Aさんが加入している自動車保険に「他者運転特約」が付いていれば、Aさんが他の車を運転していた際の事故について、自分の保険を使うことができるのです。

今回のケース、事故を起こしてしまったAさんは自分の自動車保険を使って相手の車を修理することになりました。
ただし、Aさんの自動車保険に「車両保険」が付いていない場合は、Bさんの車をAさんの保険で修理することはできません。
他人のクルマを運転する機会が多い人は、自分の保険に車両保険を付けておくことをおすすめします。



★保険に関する疑問は、些細と思われることでも遠慮なく連絡ください。

承認番号：SJ25-01988

作成年月日：2025/05/22

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

<取扱代理店>

株式会社しみず保険

住所：静岡県静岡市清水区横砂西町7-6

TEL：054-365-2608 FAX：054-365-3019

Mail：smz@shimizuhoken.co.jp

受付時間：平日午前9時～午後5時

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

住所：静岡県静岡市清水区本郷町5-5

TEL：050-3788-9943 FAX：054-364-2764

受付時間：平日午前9時～午後5時